

2018年ネガティブリストの公布(全国版／自由貿易試験区版)

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

国家發展改革委員会(以下、發改委)と商務部は、2018年6月28日に「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(發改委、商務部令第18号、以下「2018年全国版ネガティブリスト」)、同6月30日に「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」(發改委、商務部令19号、以下「2018年自貿区版ネガティブリスト」)を公布しました。それぞれ2018年7月28日、7月30日に施行されます。

1. 政策の背景

中国における外資企業による投資、経営は業種に応じて制限がかけられており、その管理はネガティブリストによって行われています。ネガティブリストに該当する業種を中国内で展開する企業は、その制限内容を遵守する必要があります。

中国におけるネガティブリスト管理は2013年に上海自由貿易試験区で初めて実施され、190項目の管理措置が設けられました。その後改定が進み、2017年版では95項目まで管理措置が減少しています。

2017年には、全国版のネガティブリストが初めて発表されました。従来の「外商投資産業指導目録」の類別、各業種への要求を整理し、63項目の管理措置を発表しました。

また、ネガティブリスト管理の進展と合わせて、外商投資企業の審査批准制度の改革も進み、ネガティブリスト対象外の企業には備案(届出)管理が適用されることとなりました。

これらを受け、更なる対外開放、外資の誘致を推進すべく、従来のネガティブリストを修正し2018年版として発表しています。

2. 政策の内容

(1)2018年全国版ネガティブリストの主な内容

2017年全国版ネガティブリストと比較し、新たに22項目の対外開放が進んでおり、開放内容は、金融、交通運輸、製造など複数の領域に及んでいます。また、自動車製造、金融領域に対しては、初めて対外開放の今後のスケジュールを明確にしています。

【図表 1】2018年全国版ネガティブリスト公表により開放された内容(抜粋)

領域		具体的措置
サービス業	金融	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行業の外資持分比率制限を取消 ✓ 証券会社、証券投資ファンド管理会社、先物取引会社、生命保険会社の外資持分比率を51%まで緩和 ✓ 2021年に外資持分比率制限を取消
	インフラ	電力網の建設・経営、鉄道幹線路線の建設、経営に関する制限を撤廃
	交通運輸	鉄道旅客運輸会社、国際海上運輸、国際船舶代理に対する制限を撤廃
	流通	ガソリンスタンド、食糧買付、卸売に対する制限を撤廃
	文化	インターネットサービスを提供する営業所への投資を解禁

製造業	自動車製造業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 専用車、新エネルギー車製造に対する外資持株比率制限を取消 ✓ 2020年までに商用車製造の外資持株比率制限を取消 ✓ 2022年までに乗用車製造の外資持株比率制限を取消 ✓ 2022年までに1社の外商投資企業による、同車種の完成車製品を生産する合弁企業の設立数制限を取消(従来2社)
	船舶	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 設計、製造、修理を業務とする事業に対する制限を取消
	飛行機	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 幹線、支線の飛行機、汎用飛行機、ヘリコプター、無人航空機、軽航空機などの種類に対する制限を取消
農業・エネルギー	農業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 小麦とトウモロコシ以外の農作物の種子生産に対する制限を取消
	エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特別、稀少な炭類の採掘に対する制限を取消
	資源	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 石墨採掘、レアアースの製錬、分離、タングステンの製錬に対する制限を取消

2018年全国版ネガティブリストが施行された後も、「外商投資産業指導目録(2017年版)」の奨励類外商投資産業目録は引き続き有効です。

(2)2018年自由貿易試験区版ネガティブリストの主な内容

リストの項目削除、統合により、2018年自貿区版ネガティブリストの特別管理措置は95項目から45項目まで削減が進んでいます。

【図表2】2018年自貿区版ネガティブリストによる開放措置(抜粋)

領域		具体的措置
農業	種子生産業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 小麦・トウモロコシの新品種の選択育成及び種子生産の外資持株比率制限を49%から66%まで緩和
採掘業	石油・天然ガス採掘	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 石油、天然ガスの探査、開発を合弁、合作に限定する制限を緩和 ✓ 放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産への投資禁止制限を緩和
文化	文化・娯楽	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 公演・イベント関連運営機関への持分制限を撤廃 ✓ 文芸・公演団体は「投資禁止」から「中国側マジョリティ」に緩和

3. 企業への影響

今回発表された2つのネガティブリストによって、サービス業、製造業、農業、資源などの領域における参入を緩和しました。全国版ネガティブリストと比べ、自貿区版ネガティブリストは一部の領域において新たな開放措置を設けており、自貿区のパイロット機能が示された形となりました。その中でも、自動車、金融領域への開放スケジュール発表は関連企業の中国事業戦略立案に影響を及ぼすものと思われます。

引き続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"> 中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 第18号 </p> <p>《外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2018年版)》已经党中央、国务院同意,现予以发布,自2018年7月28日起施行。2017年6月28日国家发展和改革委员会、商务部发布的《外商投资产业指导目录(2017年修订)》中的外商投资准入特别管理措施(外商投资准入负面清单)同时废止,鼓励外商投资产业目录继续执行。</p> <p style="text-align: right;"> 国家发展和改革委员会主任:何立峰 商务部部长:钟山 2018年6月28日 </p> <p style="text-align: center;"> 外商投资准入特别管理措施 (负面清单)(2018年版) </p> <p style="text-align: center;">说明</p> <p>一、《外商投资准入特别管理措施(负面清单)》(以下简称《外商投资准入负面清单》)统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域,按照内外资一致原则实施管理。</p> <p>二、《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期,过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。</p> <p>三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员,从事投资经营活动。</p> <p>四、境外投资者不得投资《外商投资准入负面清单》中禁止外商投资的领域;投资《外商投资准入</p>	<p style="text-align: center;"> 中華人民共和国国家發展改革委員會 中華人民共和国商務部 令 第18号 </p> <p>「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」が党中央、國務院の同意を得て、公布する。2018年7月28日から正式に実施する。2017年6月28日国家發展改革委員會及び商務部が公布した「外商投資産業指導目錄(2017年改訂)」のうちの外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)は廃止とし、奨励類外商投資産業目錄は引き続き実施する。</p> <p style="text-align: right;"> 国家發展改革委員會主任:何立峰 商務部部長:鐘山 2018年6月28日 </p> <p style="text-align: center;"> 外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)(2018年版) </p> <p style="text-align: center;">説明</p> <p>一、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下略称、「外商投資参入ネガティブリスト」)は出資持分条件、高級管理職に対する要求など、外商投資参入に関する制限措置を統一的に明記する。「外商投資参入ネガティブリスト」以外の領域につき、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。</p> <p>二、「外商投資参入ネガティブリスト」は一部の領域に対し参入制限を取消、あるいは緩和する移行期間を明記し、移行期間満了後にはスケジュール通りに参入制限を取消、あるいは緩和する。</p> <p>三、域外投資者は個人商工業者、個人独資企業の出資者、農民專業合作社メンバーとして経営活動に従事してはならない。</p> <p>四、域外投資者は「外商投資参入ネガティブリスト」で外商投資が禁止されている領域において、投資をしては</p>

负面清单》之内的非禁止投资领域, 须进行外资准入许可; 投资有股权要求的领域, 不得设立外商投资合伙企业。

五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司, 涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的, 按照现行规定办理。

六、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施, 按照现行规定执行。

七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的, 按照相关协议或协定的规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的, 按照相关规定执行。

八、《外商投资准入负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。

ならない。「外商投資参入ネガティブリスト」内の投資が禁止されていない領域に投資する場合、外資参入許可を行わなければならない。持株要求のある領域に投資する場合、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。

五、域内公司、企業あるいは自然人はその域外にて法的に設立・支配する会社を使って関連関係のある域内会社を買収する場合、外商投資プロジェクト及び企業設立・変更事項に関わる場合、現行規定に基づき取扱う。

六、「外商投資参入ネガティブリスト」に明記してない文化、金融などの領域における行政審査批准、資格条件、国家安全などに関する措置は現行の規定に基づき実施する。

七、「内地と香港がより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「内地とマカオがより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「海峡两岸経済合作スキーム協議」及びその後の協議、中国と他国家が締結した自由貿易区協議と投資協定、中国が参加した国際条約の条件に合致する投資者に対し更なる優遇開放措置のあるものは、その関連協議或は協定の規定に従う。自由貿易試験区などの特別経済区域において条件に合致する投資者に更なる開放措置を実施する場合、関連規定に従う。

八、「外商投資参入ネガティブリスト」は发展改革委、商務部が関連部門と連携し解釈に責任を負う。

外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)

番号	領域	特別管理措置
一、農業、林業、牧畜業、漁業		
(一)	種業	1. 小麦とトウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産は中国側でマジョリティを取らなければならない 2. 中国の稀有及び特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)への投資禁止 3. 農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換え品種の選択・育成及びその遺伝子組換え種子(苗)の生産への投資禁止
(二)	漁業	4. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲への投資禁止
二、採掘業		
(三)	石油と天然ガスの採掘業	5. 石油、天然ガス(炭層ガスを含む、オイルシェール、オイルサンド、シェールガス等を含まない)の探査、開発は合弁、合作に限定
(四)	鉄金属と非鉄金属採掘及び採掘付随活動	6. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査、採掘への投資禁止 7. 希土類の探査、採掘、選鉱への投資禁止 8. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱への投資禁止
三、製造業		
(五)	印刷業	9. 出版物の印刷は中国側でマジョリティを取らなければならない
(六)	核燃料及び核輻射加工業	10. 放射性鉱物の製錬、加工、核燃料の生産への投資禁止
(七)	漢方煎じ薬加工及び漢方製剤生産	11. 漢方煎じ薬の蒸す、炒める、あぶる、焼成等の製剤技術の応用及び漢方製剤の秘伝処方製品の生産への投資禁止
(八)	自動車製造業	12. 専用車、新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の外商は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる(2020年に商用車製造の外資持株比率制限を取消。2020年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる制限を取消
(九)	通信設備製造	13. 衛星テレビ放送地上受信設備及び主要部品の生産
(十)	その他製造業	14. 画仙紙、墨の生産への投資禁止

番号	領域	特別管理措置
四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業		
(十一)	原子力発電	15. 原子力発電所の建設、経営は中国側でマジョリティを取らなければならない
(十二)	パイプ網	16. 人口50万以上の都市の都市ガス、熱エネルギー及び給排水パイプ網の建設、運営は中国側でマジョリティを取らなければならない
五、卸売と小売業		
(十三)	タバコ製品	17. たばこの葉、紙巻きたばこ、再乾燥したたばこの葉及びその他のたばこ製品の卸売、小売への投資禁止
六、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業		
(十四)	水上運輸業	18. 国内水上輸送会社は中国側でマジョリティを取らなければならない 19. 国内船舶代理会社は中国側でマジョリティを取らなければならない
(十五)	航空乗客貨物運送	20. 公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の外商投資企業及びその関連会社の投資割合が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない
(十六)	一般航空サービス	21. 一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、そのうち、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない
(十七)	空港と空中交通管制	22. 民用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない 23. 航空交通管制への投資禁止
(十八)	郵便業	24. 郵便会社、郵便の国内速達業務への投資禁止
七、情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業		
(十九)	電信	25. 電信会社: 中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務(電子商取引を除く)の外資比率は50%を超えてはならない、基礎電信業務は中国側でマジョリティを取らなければならない
(二十)	インターネット関連サービス業	26. インターネットニュース情報サービス、ニュースサイト、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネットコンテンツの運営(音楽を除く)、インターネット大衆公布情報サービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容以外は投資禁止
八、金融業		
(二十一)	資本市場サービス	27. 証券会社の外資持株比率は51%を超えてはならない。証券投資ファンド管理会社の外資持株比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消) 28. 先物取引会社の外資持株比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消)
(二十二)	保険業	29. 生命保険会社の外資比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消)

番号	領域	特別管理措置
九、リースと商務サービス業		
(二十三)	法律 サービス	30. 中国法律事務コンサルティング(中国法律環境の影響に関する情報の提供を除く)への投資禁止。国内弁護士事務所のパートナーになっていけない
(二十四)	コンサル ティングと 調査	31. マーケティング調査は合弁、合作に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない 32. 社会調査への投資禁止
十、科学研究と技術サービス業		
(二十五)	研究と試験 発展	33. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用への投資禁止 34. 人文社会科学研究機構への投資禁止
(二十六)	専門技術 サービス業	35. 陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査への投資禁止
十一、水利、環境と公共施設管理業		
(二十七)	野生動植 物保護	36. 国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資禁止
十二、教育		
(二十八)	教育	37. 就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中国側が主導しなければならない(校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回ってはならない) 38. 義務教育機関、宗教教育機関への投資禁止
十三、衛生と社会事業		
(二十九)	衛生	39. 医療機構は合弁、合作に限る
十四、文化、スポーツ、娯楽業		
(三十)	新聞と出版	40. 報道機構への投資禁止(通信社に限らない) 41. 書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品及び電子出版物の編集、出版、製作業務への投資禁止
(三十一)	ラジオ・テ レビ放 送、放映、 制作、経 営	42. 各級のラジオ放送局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク)への投資禁止。ラジオテレビビデオ指定放送業務及びテレビ衛星ラジオ地面収集設備の設定サービスへの従事禁止 43. ラジオ・テレビ番組の製作運営(輸入業務を含む)会社への投資禁止

(三十二)	映画制作、配給、上映	44. 映画館の建設は中国側でマジョリティを取らなければならない 45. 映画制作会社、配給会社、配給上映会社及び映画輸入業務への投資禁止
番号	領域	特別管理措置
(三十三)	文物保護	46. 文物を競売する競売企業、商店及び国有文物博物館への投資禁止
(三十四)	文化娯楽	47. 出演仲介機構は中国側でマジョリティを取らなければならない 48. 文芸公演団体への投資禁止

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;"> 中华人民共和国国家发展和改革委员会 中华人民共和国商务部 令 </p> <p style="text-align: center;">第19号</p> <p>《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2018年版)》已经党中央、国务院同意,现予以发布,自2018年7月30日起施行。2017年6月5日国务院办公厅印发的《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)(2017年版)》同时废止。</p> <p style="text-align: right;"> 国家发展和改革委员会主任:何立峰 商务部部长:钟山 2018年6月30日 </p> <p style="text-align: center;"> 自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施 (负面清单)(2018年版) </p> <p style="text-align: center;">说明</p> <p>一、《自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施(负面清单)》(以下简称《自贸试验区负面清单》)统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施,适用于自由贸易试验区。《自贸试验区负面清单》之外的领域,按照内外资一致原则实施管理。</p> <p>二、《自贸试验区负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期,过渡期满后将按时取消或放宽其准入限制。</p> <p>三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员,从事投资经营活动。</p> <p>四、境外投资者不得投资《自贸试验区负面清单》中禁止外商投资的领域;投资《自贸试验区负面清单》之内的非禁止投资领域,须进行外资准入许可;投资有股比要求的领域,不得设立外商投</p>	<p style="text-align: center;"> 中華人民共和国国家發展改革委員會 中華人民共和国商務部 令 </p> <p style="text-align: center;">第19号</p> <p>「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)」が党中央、國務院の同意を得て、公布する。2018年7月30日から正式的に実施する。2017年6月5日國務院弁公庁が公布した「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2017年版)」は廃止とする。</p> <p style="text-align: right;"> 国家發展改革委员会主任:何立峰 商務部部长:鐘山 2018年6月30日 </p> <p style="text-align: center;"> 自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置 (ネガティブリスト)(2018年版) </p> <p style="text-align: center;">説明</p> <p>一、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」(以下略称、「自貿試験区ネガティブリスト」)は出資持分条件、高級管理職に対する要求など、外商投資参入に関する制限措置を統一して明記し、自由貿易試験区に適用する。「自貿試験区ネガティブリスト」以外の領域につき、内外資一致の原則に基づき管理を実施する。</p> <p>二、「自貿試験区ネガティブリスト」は一部の領域に対し参入制限を取消、あるいは緩和する移行期間を明記し、移行期間満了後、スケジュール通りに参入制限を取消、あるいは緩和する。</p> <p>三、域外投資者は個人商工業者、個人独資企業の出資者、農民專業合作社メンバーとして経営活動に従事してはならない。</p> <p>四、域外投資者は「自貿試験区ネガティブリスト」で外商投資を禁止している領域に投資してはならない。「自貿試験区ネガティブリスト」内で投資を禁止されていない領域に投資する場合、外資参入許可を行わなければな</p>

<p>資合伙企业。</p> <p>五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。</p> <p>六、《自贸试验区负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。</p> <p>七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。</p> <p>八、《自贸试验区负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。</p>	<p>らない。持株比率要求のある領域に投資する場合、外商投資パートナーシップ企業を設立してはならない。</p> <p>五、域内公司、企業あるいは自然人はその域外にて法的に設立・支配する会社を使って関連関係のある域内会社を買収する場合、外商投資プロジェクト及び企業設立・変更事項に関わる場合、現行規定に基づき取扱う。</p> <p>六、「自贸試験区ネガティブリスト」に明記していない文化、金融などの領域における行政審査批准、資格条件、国家安全などに関する措置は現行の規定に基づき実施する。</p> <p>七、「内地と香港がより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「内地とマカオがより密接な経済貿易関係を構築することについての手配」およびその後の協議、「海峡两岸経済合作スキーム協議」及びその後の協議、中国と他国家が締結した自由貿易区協議と投資協定、中国が参加した国際条約の条件に合致する投資者に対し更なる優遇開放措置のあるものは、その関連協議或は協定の規定に従う。</p> <p>八、「自贸試験区ネガティブリスト」は发展改革委、商務部が関連部門と連携し解釈に責任を負う。</p>
--	--

自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2018年版)

番号	領域	特別管理措置
一、農業、林業、牧畜業、漁業		
(一)	種業	1. 小麦とトウモロコシの新品種の選択育成及び種子の生産における中国側持株比率は34%を下回らなければならない 2. 中国の稀有及び特有の貴重な優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連繁殖材料の生産(栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む)への投資禁止 3. 農作物、種畜・種家禽、水産種苗の遺伝子組換品種の選択・育成及びその遺伝子組換種子(苗)の生産への投資禁止
(二)	漁業	4. 中国の管轄海域及び内陸水域の水産物の漁獲への投資禁止
二、採掘業		
(三)	鉄金属と非鉄金属採掘及び採掘付随活動	5. タングステン、モリブデン、錫、アンチモン、蛍石の探査、採掘への投資禁止 6. 希土類の探査、採掘、選鉱への投資禁止(許可を取得せずにレアアース区域へ入ること、鉱山地質資料、鉱石サンプルおよび生産技術の取得を禁止) 7. 放射性鉱物の探査、採掘、選鉱への投資禁止
三、制造业		
(四)	印刷業	8. 出版物の印刷は中国側でマジョリティを取らなければならない
(五)	漢方煎じ薬加工及び漢方製剤生産	9. 漢方煎じ薬の蒸す、炒める、あぶる、焼成等の製剤技術の応用及び漢方製剤の秘伝 処方製品の生産への投資禁止
(六)	自動車製造業	10. 専用車、新エネルギー車を除き、完成車製造の中国側の持株比率は50%を下回らず、1社の外商は、同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる(2020年に商用車製造の外資持株比率制限を取消。2020年に乗用車製造の外資持株比率制限及び1社の外商は同じ種類の完成車製品を生産する合弁企業を中国国内に2社まで(2社を含む)設立することができる制限を取消
(七)	通信設備製造	11. 衛星テレビ放送地上受信設備及び主要部品の生産
(八)	その他製造業	12. 画仙紙、墨の生産への投資禁止
四、電力、熱エネルギー、ガス及び水の生産及び供給業		
(九)	原子力発電	13. 原子力発電所の建設、経営は中国側でマジョリティを取らなければならない
(十)	パイプ網	14. 人口50万以上の都市の都市ガス、熱エネルギー及び給排水パイプ網の建設、運営は中国側でマジョリティを取らなければならない
五、卸売と小売業		
(十一)	タバコ製品	15. たばこの葉、紙巻きたばこ、再乾燥したたばこの葉及びその他のたばこ製品の卸売、小売への投資禁止

番号	領域	特別管理措置
六、交通運輸、倉庫貯蔵と郵政業		
(十二)	水上運輸業	16. 国内水上輸送会社は中国側でマジョリティを取らなければならない(且つ中国籍船舶あるいは船スペースを経営或いはレンタルする等の方式で水路運輸業務及びその付随活動を営してはならない。水路運輸経営者は外国籍船舶を使用し、国内水路運輸業務を営してはならないが、中国政府の許可を経て、中国国内で申請した運送要求に満たす中国籍の船舶がなく、且つ船舶の停泊する港或いは水域は対外開放の港或いは水域の場合、水路運輸経営者は中国政府に規定された期間或いは便数において臨時的に外国籍に船舶を利用し、中国の港の間の海上運送と曳航業務を営できる) 17. 国内船舶代理会社は中国側でマジョリティを取らなければならない
(十三)	航空乗客貨物運送	18. 公共航空運輸会社は中国側でマジョリティを取らなければならない、且つ1社の外商投資企業及びその関連会社の投資割合が25%を超えてはならない、且つ法定代表者は中国国籍を所有していなければならない(国内航空サービスを営できるのは中国の公共航空運送企業のみ、且つ中国が指定した運送業者として定期と不定期の国際航空サービスを提供する)
(十四)	一般航空サービス	19. 一般航空会社の法定代表者は中国国籍を有し、そのうち、農業、林業、漁業の一般航空会社は合弁に限る。その他の一般航空会社は中国側でマジョリティを取らなければならない
(十五)	空港と空中交通管制	20. 民用空港の建設、経営は中国側で相対マジョリティを取らなければならない 21. 航空交通管制への投資禁止
(十六)	郵便業	22. 郵便会社、郵便の国内速達業務への投資禁止、郵政サービスに経営禁止
七、情報通信、ソフトウェアと情報技術サービス業		
(十七)	電信	23. 電信会社: 中国がWTO加盟時に開放を承諾した電信業務に限る、増値電信業務(電子商取引を除く)の外資比率は50%を超えてはならない、基礎電信業務は中国側でマジョリティを取らなければならない(且つ経営者は法に基づき設立された専門的に基礎電信業務に従事する会社でなければならない)。上海自貿試験区の従来エリア(28.8平方キロメートル)のパイロット政策はすべての自貿試験区に展開
(十八)	インターネットと関連サービス業	24. インターネットニュース情報サービス、ニュースサイト、インターネット出版サービス、インターネット視聴番組サービス、インターネットコンテンツの運営(音楽を除く)、インターネット大衆公布情報サービスのうち、中国がWTO加盟時に開放を承諾した内容以外は投資禁止
八、金融業		
(十九)	資本市場サービス	25. 証券会社の外資持株比率は51%を超えてはならない。証券投資ファンド管理会社の外資持株比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消) 26. 先物取引会社の外資持株比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消)

番号	領域	特別管理措置
(二十)	保険業	27. 生命保険会社の外資比率は51%を超えてはならない(2021年に外資持株比率制限を取消)
九、リースと商務サービス業		
(二十一)	法律サービス	28. 中国法律事務事務(中国法律環境の影響に関する情報の提供を除く)への投資禁止。国内弁護士事務所のパートナーになっていけない(外国弁護士事務所の中国進出は出張所の形に限り、且つ中国弁護士執務資格を持つ弁護士の雇用をしてならず、雇用した人員は当事者への法律サービスを提供禁止。中国で代表機構を設立、駐在代表を派遣する場合、中国司法行政部門の許可を得なければならない)
(二十二)	コンサルティングと調査	29. マーケティング調査は合弁、合作に限定。そのうち、ラジオ・テレビの視聴調査については中国側でマジョリティを取らなければならない 30. 社会調査への投資禁止
十、科学研究と技術サービス業		
(二十三)	研究と試験発展	31. 人体幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発及び応用への投資禁止 32. 人文社会科学研究機構への投資禁止
(二十四)	専門技術サービス業	33. 陸上測量、海洋測量製図、測量製図用航空撮影、地面移動測量、行政区境界測量製図、地形図、世界行政区画地図、全国行政区画地図、省クラス以下の行政区画地図、全国版地図教材、地方版地図教材、リアル三次元地図及びナビゲーション電子地図の編製、地域別の地質図、鉱物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、地質の遠隔探査等の調査への投資禁止
十一、水利、環境と公共施設管理業		
(二十五)	野生動植物保護	34. 国が保護する中国原産の野生動植物資源の開発への投資禁止
十二、教育		
(二十六)	教育	35. 就学前、普通高校、高等教育機関は合作に限って、且つ中国側が主導しなければならない(校長又は主な管理責任者は中国籍を有していなければならない、理事会、董事会又は共同管理委員会の中国側構成員が1/2を下回ってはならない(外国教育機構、その他組織或いは個人は、単独に中国国民を主な募集対象の学校や教育機関を設立してはならない(非学制類の職業技能研修は含まない)が、外国教育機構は中国の教育機構と連携して中国国民を主な募集対象とする教育機構を設立可能) 36. 義務教育機関、宗教教育機関への投資禁止
十三、衛生と社会事業		
(二十七)	衛生	37. 医療機構は合弁、合作に限る
十四、文化、スポーツ、娯楽業		
(二十八)	新聞と出版	38. 報道機構への投資禁止(通信社に限らない)。(外国ニュース機構が中国域内で常駐ニュース機構を設立し、中国に駐在記者を派遣する場合、中国政府の許可を得なければならない。外国通信社が中国域内でニュース関連のサービス業務を提供する場合、中国政府の許可を得なければならない。中外ニュース機構業務提携は、中資側が主導し、かつ中国政府の許可を得なければならない) 39. 書籍、新聞、定期刊行物、オーディオ・ビジュアル製品及び電子出版物の編集、出版、製作業務への投資禁止

(二十九)	ラジオ・テレビ放送、放映、制作、経営	40. 各級のラジオ放送局(ステーション)、テレビ局(ステーション)、ラジオ・テレビチャンネル(周波数)、ラジオ・テレビ放送ネットワーク(送信局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星送信ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、監視局、有線ラジオ・テレビ放送ネットワーク)への投資禁止。ラジオテレビビデオ指定放送業務及びテレビ衛星ラジオ地面収集設備の設定サービスへの従事禁止 41. ラジオ・テレビ番組の製作運営(輸入業務を含む)会社への投資禁止
(三十二)	映画制作、配給、上映	42. 映画館の建設は中国側でマジョリティを取らなければならない 43. 映画製作会社、配給会社、配給上映会社及び映画輸入業務への投資禁止
(三十三)	文物保護	44. 文物を競売する競売企業、商店及び国有文物博物館への投資禁止
(三十四)	文化娯楽	45. 文芸公演団体は中国側でマジョリティを取らなければならない

【日本語参考訳:MUFGバンク(中国)有限公司 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

MUFG バンク (中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室